

第15号議案

令和5年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 376か所
- 2 年間総給水量 440,655,768m³
- 3 一日平均給水量 1,203,978m³
- 4 主要な建設改良事業

| | | | |
|--------------------|---------------|-----|-------------|
| (1) 愛知用水工業用水道第4期事業 | 尾張東部浄水場関係建設工事 | 事業費 | 39,586千円 |
| (2) 東三河工業用水道第2期事業 | 豊橋南部浄水場関係建設工事 | 事業費 | 1,829,620千円 |
| (3) 豊川用水2期関連事業 | 豊川用水2期事業費負担金 | 事業費 | 451,983千円 |
| (4) 施設改良事業 | | 事業費 | 7,551,652千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|---------|---|----|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 事業 | 収 | 益 | 15,871,027千円 |
| 第1項 営業 | 収 | 益 | 14,072,068千円 |
| 第2項 営業外 | 収 | 益 | 1,798,959千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 事業 | 支 | 費 | 13,780,387千円 |
| 第1項 営業 | 支 | 費用 | 13,164,902千円 |

第2項 営業外費用 612,485千円

第3項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,809,467千円は、当年度分損益勘定留保資金3,638,253千円、過年度分留保資金3,997,214千円、減債積立金2,056,000千円及び建設改良積立金118,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 8,034,569千円

第1項 企業債 6,310,340千円

第2項 国庫支出金 327,200千円

第3項 工事負担金 121,369千円

第4項 他会計出資金 1,192,732千円

第5項 他会計借入金 82,926千円

第6項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 17,844,036千円

第1項 建設改良費 10,039,702千円

第2項 建設利息 1,738千円

第3項 償還金 7,797,596千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|------------------|-----------|
| 安城浄水場運転管理業務委託 | 令和6年度から 令和10年度まで | 430,280千円 |
| 量水器設置工事 | 令和6年度 | 9,361千円 |
| 設備管理システム整備業務委託 | 令和6年度から 令和7年度まで | 132,000千円 |
| 佐布里池取水塔始め2施設水質計器改良工事 | 令和6年度 | 22,791千円 |
| 尾張東部浄水場導水設備改良工事 | 令和6年度 | 121,407千円 |
| 上野浄水場配管改良工事 | 令和6年度 | 107,775千円 |
| 知多浄水場機械設備改良工事 | 令和6年度 | 85,590千円 |
| 知多浄水場配水池制水弁改良工事 | 令和6年度 | 137,499千円 |
| 尾張東部浄水場遠方監視制御設備改良工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 158,100千円 |
| 愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事 | 令和6年度 | 40,471千円 |
| 安城浄水場配水ポンプ電気設備改良工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 665,000千円 |
| 安城浄水場電気設備改良工事 | 令和6年度 | 84,029千円 |
| 第2北部幹線場内配水管布設工事 | 令和6年度 | 541,016千円 |

| | | |
|------------------------|-----------------|-------------|
| 第2 北部幹線連絡線配水管布設工事 | 令和6年度 | 323,700千円 |
| 第2 北部幹線配水管製作工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 540,362千円 |
| 第2 衣浦幹線配水管布設工事（その1） | 令和6年度から 令和8年度まで | 2,247,241千円 |
| 第2 衣浦幹線配水管布設工事（その2） | 令和6年度から 令和7年度まで | 746,308千円 |
| 第2 衣浦幹線配水管布設工事（その3） | 令和6年度 | 834,380千円 |
| 蒲郡浄水場薬品注入設備改良工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 682,390千円 |
| 蒲郡浄水場沈澱池機械設備改良工事 | 令和6年度 | 269,010千円 |
| ヤマハ分岐線配水管布設工事 | 令和6年度 | 69,974千円 |
| 東三河水道事務所庁舎建設工事 | 令和6年度 | 277,629千円 |
| 犬山浄水場防護柵改良工事 | 令和6年度 | 154千円 |
| 上野浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託 | 令和6年度 | 25,000千円 |
| 知多浄水場始め3施設計装設備改良調査業務委託 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 安城浄水場バイパス管設置調査業務委託 | 令和6年度 | 20,000千円 |
| 西三河水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託 | 令和6年度 | 6,350千円 |
| 豊橋南部浄水場導水管路改良調査業務委託 | 令和6年度 | 80,000千円 |

| | | |
|------------------------|-------|----------|
| 豊川浄水場始め4施設計装設備改良調査業務委託 | 令和6年度 | 5,453千円 |
| 臨海支線配水管路改良調査業務委託 | 令和6年度 | 27,068千円 |
| 水利使用許可申請資料作成業務委託 | 令和6年度 | 5,093千円 |
| 老朽化施設設備改良事業発注支援業務委託 | 令和6年度 | 10,000千円 |
| 愛知用水排水処理事業調査業務委託 | 令和6年度 | 1,689千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 東三河工業用水道第2期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 5,741,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 832,817千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、147,669千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、193,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案

令和5年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------|------------|
| 1 売却宅地 | 725,200㎡ |
| 2 買収宅地 | 1,221,100㎡ |
| 3 宅地造成 | 51,900㎡ |

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 | |
|-----|-----|----|---|--------------|
| 第1款 | 事業 | 収益 | | 30,284,484千円 |
| 第1項 | 営業 | 収益 | | 30,192,034千円 |
| 第2項 | 営業外 | 収益 | | 92,450千円 |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 | 事業 | 費用 | | 25,762,659千円 |
| 第1項 | 営業 | 費用 | | 25,026,411千円 |
| 第2項 | 営業外 | 費用 | | 733,248千円 |
| 第3項 | 予備 | 費用 | | 3,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,600,067千円は、過年度分留保

資金6,023,067千円及び減債積立金2,577,000千円で補てんするものとする。)

| 収 入 | |
|-------------------|--------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 45,522,703千円 |
| 第1項 企 業 債 | 40,900,000千円 |
| 第2項 宅 地 売 却 前 受 金 | 4,461,058千円 |
| 第3項 受 託 事 業 収 入 | 161,643千円 |
| 第4項 雑 収 入 | 2千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 54,122,770千円 |
| 第1項 宅 地 造 成 費 | 29,431,874千円 |
| 第2項 建 設 利 息 | 102,896千円 |
| 第3項 償 還 金 | 24,583,000千円 |
| 第4項 予 備 費 | 5,000千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|---|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 20,900,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、 |

又は利息の定率を高めなくて借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 737,369千円

2 交際費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

| 種類 | 名称 | 数量 |
|----|------|------------|
| 土地 | 工業用地 | 1,191,000㎡ |

2 処分する資産

| 種類 | 名称 | 数量 | 処分の態様 |
|-----------|-------|----------|-------|
| 土地 | 工業用地 | 616,000㎡ | 売却 |
| 建物その他の工作物 | 公共用施設 | 1か所 | 譲与 |

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村 秀章

第17号議案 令和5年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 流域関連市町数 豊川市始め39市町
- 2 年間総処理水量 279,675,000m³
- 3 一日平均処理水量 764,139m³
- 4 主要な建設改良事業

| | | | |
|------|----------------|-----|--------------|
| 建設事業 | 矢作川流域下水道関係建設工事 | 事業費 | 14,243,244千円 |
|------|----------------|-----|--------------|

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----|-------|--------------|
| 第1款 | 事業収益 | 32,048,900千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 15,818,260千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 16,230,640千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 事業費 | 33,329,493千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 31,103,042千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 2,218,951千円 |
| 第3項 | 予備費 | 7,500千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,451,167千円は、当年度分損益勘定留保資金3,861,850千円、過年度分留保資金498,531千円、繰越利益剰余金処分額25,137千円及び建設改良積立金65,649千円で補てんするものとする。）。

| | | | |
|-----|---|---|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 | 資 | 本 | 的 |
| 第1項 | 企 | 業 | 債 |
| 第2項 | 国 | 庫 | 支 |
| 第3項 | 建 | 設 | 負 |
| 第4項 | 受 | 託 | 事 |
| 第5項 | 他 | 会 | 計 |
| 第6項 | 雑 | | |
| | | | 入 |
| | | | 17,916,769千円 |
| | | | 6,012,000千円 |
| | | | 8,463,747千円 |
| | | | 1,732,543千円 |
| | | | 4,767千円 |
| | | | 1,703,710千円 |
| | | | 2千円 |
| | | | |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 | 資 | 本 | 的 |
| 第1項 | 建 | 設 | 改 |
| 第2項 | 償 | 還 | 金 |
| 第3項 | 予 | 備 | 費 |
| | | | 支 |
| | | | 出 |
| | | | 22,367,936千円 |
| | | | 14,286,208千円 |
| | | | 8,074,228千円 |
| | | | 7,500千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 | 項 | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 |
|-----------------------|---|-------|---|-------------|---|---|
| 矢作川流域下水道事業処理場建設工 事 | | 令和6年度 | | 1,170,000千円 | | |

| | | |
|---------------------|-----------------|--------------|
| 矢作川流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 970,000千円 |
| 境川流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 2,329,000千円 |
| 境川流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 375,000千円 |
| 衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 81,000千円 |
| 衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度から 令和9年度まで | 13,640,000千円 |
| 衣浦東部流域下水道事業管きよ布設工事 | 令和6年度 | 712,000千円 |
| 衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 306,000千円 |
| 豊川流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 333,000千円 |
| 五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 1,468,800千円 |
| 五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 444,800千円 |
| 日光川上流流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度から 令和8年度まで | 4,785,000千円 |
| 五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 900,000千円 |
| 新川東部流域下水道事業管きよ布設工事 | 令和6年度 | 495,000千円 |
| 新川西部流域下水道事業管きよ布設工事 | 令和6年度 | 275,000千円 |
| 新川西部流域下水道事業処理場建設工事 | 令和6年度 | 368,160千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び資本費平準化債 |
| 2 限度額 | 5,938,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 885,206千円

(他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,958,643千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち25,137千円は、次のとおり処分するものと定める。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村秀章